

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査について

1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3. 調査の期日

平成25年工業統計調査は、平成25年12月31日現在で実施した。

4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所（工業統計調査規則第4条参照）、国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く。）を調査の対象としている。

5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。）内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

II 平成25年工業統計表 産業細分類別統計表について

1. 産業細分類別統計表の集計

産業細分類別統計表は、平成25年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」の従業者4人以上の事業所について、経済産業局別、都道府県別に集計・表章したものである。

2. 工業統計調査用産業分類

- (1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業(1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム(乾板を含む)	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

3. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

その産業とは、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

4. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、平成25年12月31日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数は、平成25年12月31日現在の数値である。

従業者とは、個人事業主及び無給家族従業者、常用労働者及び臨時雇用者の計をいうが、本統計表でいう従業者数は臨時雇用者を除いたものである。

- ① 個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で常時就業している者をいう。したがって、実務にたずさわっていない事業主とその家族で手伝い程度のものは含まない。
- ② 常用労働者とは、次のいずれかのものをいい、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。
 - ア 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者
 - イ 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者
 - ウ 人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などは、上記に準じて扱う
 - エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - オ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者
 - a. 「正社員・正職員等」とは、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員」等と呼ばれている者をいう。ただし、他企業に出向している者を除く。
 - b. 「パート・アルバイト等」とは、一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。
 - c. 「出向・派遣受入者」とは、他の企業から受け入れている出向者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。
- ③ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 現金給与総額は、平成25年1年間に常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」を言う）に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等は、平成25年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

- ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

- ② 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- ③ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- ④ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。
- ⑤ 転売した商品の仕入額とは、平成25年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
- (5) 製造品出荷額等は、平成25年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
したがって、本編の製造品出荷額等は、品目編の製造品出荷額とは一致しない。ただし、製造品出荷額、加工賃収入額の全国計は、品目編の製造品出荷額、加工賃収入額の全国計とそれぞれ一致する。
- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成25年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成25年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成25年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。
- (7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）は、平成25年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。
- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。
- ア 土地
イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。
- ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。
- ④ 有形固定資産の投資総額
- ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額
ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減
- (8) 生産額は、下記算式により算出し、表章している。
- ① 従業者30人以上
生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
- ② 従業者29人以下
生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額
- (9) 付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出し、表章している。
- ① 従業者30人以上
付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額（*1）＋推計消費税額（*2））
－原材料使用額等－減価償却額

② 従業者29人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料使用額等

*1：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2：推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

5. 地域区分

この統計表で使用している経済産業局の地域区分は、次のとおりである。

北海道	経済産業局	北海道
東北	〃	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	〃	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	〃	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	〃	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	〃	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	〃	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	〃	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	経済産業部	沖縄県

6. 記号及び注記

(1) この統計表中、「－」は該当数値なし、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

なお、従業者については、平成17年8月以降の公表については秘匿を解除した。

(2) 金額表示の単位は万円とし、単位未満は四捨五入している。

Ⅲ その他の注意事項

- この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成25年工業統計表[産業細分類別統計表]」による旨を明記してください。
- この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室
 電話 (03) 3501-9929 (直通)
 統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>